

NEWS RELEASE

2019年7月24日

一般社団法人 信託協会

金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた指定金銭信託約款の参考例について

平成30年2月に金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）においては、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等について、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討することが求められています。

一般社団法人 信託協会（会長 池谷幹男）では、上記ガイドラインの内容を踏まえ、信託契約等におけるマネー・ローンダリング等のリスクに対応可能な規定整備を検討してまいりました。

今般、指定金銭信託約款を対象として、マネー・ローンダリング等のリスクに対応した取引制限・解約条項の参考例を別紙のとおり取りまとめ、加盟会社宛に通知しましたので、お知らせします。

以上

本件に関する照会先：

（一社）信託協会

総務部（広報担当）藤田、太田、河西

業務部 若林

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会

(別紙)

金融庁『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する ガイドライン』を踏まえた指定金銭信託約款の参考例

1. 導入の背景について

- 平成30年2月6日に金融庁が「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公表し、ガイドライン中の、「Ⅱ/Ⅱ-2/(3)/(ii)顧客管理/【対応が求められる事項】⑨」で、次のような対応が求められています。

《ガイドライン抜粋》

必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること

(※ 下線太字は事務局)

- 上記ガイドラインに係るパブリック・コメントでは、「リスク遮断」の対象は新規取引および既存取引であり、対応方法として、信託の解約だけではなく、取引の制限も含まれるとされています。
- マネー・ローンダリング等に係る対応を行うに当たっては、そのリスクに応じた対応が必要となるところ、現在の指定金銭信託約款に係る暴力団排除条項の参考例においては、委託者による表明・確約違反の場合や、信託の当事者および関係者に係る暴力団排除条項に抵触した場合等に信託の全部の解約をする旨の規定は存在するものの、取引の一部を制限する等のリスクに応じた対応の可否について、必ずしも明確ではない。
- これを踏まえ、今般、マネー・ローンダリング等のリスクに応じた柔軟な対応を可能とすべく本参考例を制定することとしました。

2. 指定金銭信託約款に係る AML 条項の参考例

第 8 条 (信託の終了事由)

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

①～③ <省略>

④第 9 条第 1 項に定める解約（以下「反社会的勢力等」の排除に伴う信託の終了」とします。）

第 8 条の 2 (マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

- (1) 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第 9 条 (反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。
 - ①～③ <省略>
 - ④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) <省略>

第 12 条 (信託財産の交付)

- (1)～(3) <省略>
- (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合、(以下 省略)
- (5) 反社会的勢力等の排除に伴い信託の終了の場合で、(以下 省略)
- (6)～(11) <省略>